

静岡産業大学社会人学生選抜規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則（以下「学則」という。）第43条（社会人）の規定に基づき、社会人学生の選抜について必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 次の各号に掲げる要件を満たす者（以下「社会人」という。）は、出願を希望することができる。

- (1) 年齢が20歳以上の者
- (2) 有職者または家事等に従事している者
- (3) 学則第8条（入学資格）に定める入学資格を有する者

(入学定員)

第3条 社会人入学の定員は、各学部において定める。

(出願書類)

第4条 入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学志願票
- (2) 履歴書
- (3) 卒業証明書
- (4) 成績証明書
- (5) その他学長が指定する書類

(選抜方法)

第5条 入学者の選抜は、面接及び書類等により行い、一般の入学試験受験者と区別して合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選抜結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。